

火気設備(器具)・電気設備(器具)に係る消防関係法令による規制

蓄電池設備、ガスコンロ、IHクッキングヒーター等の火気設備・電気設備等の位置、構造、管理並びに取扱いについては、以下の法体系により市町村条例で規制している。

○消防法（昭和23年法律第186号）第9条（概要）
⇒「火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める」



（条例制定基準を政令で規定）

○消防法施行令（昭和36年政令第27号）第5条から第5条の5（概要）
⇒「対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準は、次のとおりとする。」



（細部は総務省令で規定）

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令
（平成14年総務省令第24号）（以下、「対象火気省令」という。）

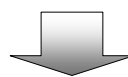


（離隔距離に係る性能規定）

○対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）



○火災予防条例（例）
⇒「この条例は、消防法第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について定めるとともに、〇〇市（町・村）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。」



（火災予防条例（例）を参考に、市町村の火災予防条例が制定される。）

市町村の火災予防条例